

Ⅲ. 風水害(進行型災害)の防災について

『風水害』の災害は、事前に防災行動などについて、災害リスク情報をもとに決めておくことにより最小限の災害に抑えることが出来ます。
 本資料を活用して、風水害の防災行動を起こせるようにタイムライン様式に記入しいざというときに役立てましょう。(記入後はよく見える壁に貼っておく)

1. 風水害と災害警戒レベル

- ① 日本列島は毎年記録的な猛暑と度重なる大雨・強風といった異常気象に見舞われています。地球温暖化により地球の平均気温が上がり、大気中の水蒸気が増え、大雨や強風などの気象状況発生頻度が徐々に増えています。
- ② 幸手市は埼玉県の南東部に位置する。(天気予報)



幸手市はこの位置。
 緑台1丁目地域は標高約7mです。(地理院地図より)

- ③ 災害警戒レベルについて(5段階の警戒レベルを用いて伝達)

警戒レベル	住民行動	新たな避難情報等	発表・指示
5	 災害発生又は切迫	きんきゅうあんぜんかくほ 緊急安全確保 ※1	2021年5月20日～ 改正
～～＜警戒レベル4までに必ず避難！＞～～			
4	 災害のおそれ高い	ひなんしじ 避難指示 ※2	幸手市 より
3	 災害のおそれあり	こうれいしゃとうひなん 高齢者等避難 ※3	
2	 気象状況悪化	大雨・洪水・高潮注意報 (気象庁)	気象庁 より
1	 今後気象状況悪化のおそれ	早期注意情報 (気象庁)	

注: 警戒レベル5は必ず出るものではないので、緊急安全確保の発令待ってはいけません!(市が状況把握困難な場合があるためです)

- ④ 洪水ハザードマップについて(他に地震ハザードマップがあります)
 市から配布された資料で、住んでいる場所の洪水・はん濫に関する情報と避難方法などが掲載されています。必ず内容を見て浸水リスクを確認ください。なお、大雨の際に水はけが悪化し、道路や建物・土地が浸水する「内水ハザードマップ」も別にあります。